

平成30年第1回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月8日（木）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設下水道課長	小林章	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会会長	瀧口孝之
教育課長	吉田英輔	農業委員会会長	金淵盛一
農業委員会事務局長	高橋宏典	選挙管理委員会事務局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員会事務局長	川村政則

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	川村政則	事務局次長	松橋紀幸
------	------	-------	------

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 議案第 1 号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 日程第 4 議案第 2 号 六戸町情報公開条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第 3 号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 5 号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 6 号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 7 号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 8 号 小松ヶ丘排水施設建設基金条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 9 号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 10 号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 11 号 六戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 12 号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 13 号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 14 号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 15 号 六戸町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 16 号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 日程第 19 議案第 17 号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 18 号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 19 号 六戸町都市公園法施行条例の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 20 号 小松ヶ丘排水施設条例を廃止する条例案
- 日程第 23 議案第 21 号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程第 24 議案第 22 号 町道の路線認定及び路線変更について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 29 年度六戸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 29 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 29 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 29 年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 29 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 29 年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 29 年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 29 年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 33 同意第 1 号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 34 各常任委員会所管事務調査付託
- 日程第 35 陳情第 1 号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情
- 日程第 36 陳情第 2 号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情
- 日程第 37 陳情第 3 号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願い

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第 38 発議第 1 号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書提出について
- 追加日程第 39 発議第 2 号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書提出について
- 追加日程第 40 発議第 3 号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書提出について

会議録署名議員の氏名

8番 河野 豊

10番 母良田 昭

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

皆様おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました平成30年度予算関係議案第31号から第38号までの8件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、河野豊君。

予算特別委員長（河野 豊君）

それでは、予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました平成30年度予算関係の議案第31号 平成30年度六戸町一般会計予算、議案第32号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第33号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第34号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第35号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第36号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計予算、議案第38号 平成30年度六戸町国民健康保

険診療所事業特別会計予算を、去る3月6日、7日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単であります。予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（円子徳通君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第31号から議案第38号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 平成30年度六戸町一般会計予算、議案第32号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第33号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第34号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第35号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第36号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計予算、議案第38号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、以上8件の議案はそれぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3 議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の1ページになります。

議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明いたします。

平成30年度において行う事業計画の一部変更について、県及び関係する8市町で負担する額を2ページのとおり変更するものでございます。全体では前年度より17万2,000円減の657万6,000円、また当町の負担額は前年度より3,000円減の10万8,000円となっております。

以上で議案第1号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第2号 六戸町情報公開条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第2号 六戸町情報公開条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書3ページから4ページになります。補足資料1ページもご参照願います。

第7条第2号に、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等を加える改正でございます。具体的には、開示できない情報に氏名、生年月日、顔認証データ等を明記したものであります。

附則として、施行日を定めたものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 六戸町情報公開条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第3号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第3号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書5ページから14ページになります。補足資料2ページから10ページもご参照願います。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正内容は、わかりやすいように補足資料のほうで説明したいと思います。補足資料の2ページをお願いしたいと思います。

補足資料 2 ページの第 2 条の定義では、氏名、生年月日、顔認証データ等個人情報の定義を明確化しました。第 2 号で要配慮個人情報の規定を新設いたしました。

5 ページの第 14 条個人情報の開示義務では、不開示情報に氏名、生年月日、顔認証データ等の個人情報を明記いたしました。

また、8 ページ、第 27 条で利用停止請求権を、9 ページ、第 27 条の 2 では利用停止請求の手続きについて新たに規定いたしました。

10 ページ、第 39 条では、町では行わないこととなったため削除となります。

その他は文言の改正と条文の整理を行ったものでございます。

附則は、施行期日等を定めたものでございます。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書15ページから17ページとなります。補足資料11ページからもご参照願います。

主な改正の内容は、第2条の4に、現在、1歳6カ月まで育児休業をすることができる非常勤職員が2歳まで取得することができるよう、規定を追加したものでございます。

なお、現在、当町では対象となる職員はおりません。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第5号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第5号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書18ページから20ページになります。補足資料14ページもご参照願います。

第1条の改正は、平成29年12月支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものがございます。

第2条の改正は、平成30年6月の支給割合を100分の5引き上げ、平成30年12月の支給割合を100分の5引き下げるよう改めるものであります。

附則として、施行日、適用日等を定めたものがございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

この議案第5号 六戸町議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例、提案理由は期末手当の支給割合を改めるため提案すると。もう少し丁寧な理由というのを、やはり、わけですよ。どういう根拠からこうなったとかという、この理由を説明していただきたい。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

この改正は、青森県人事委員会の勧告によりまして、一般職の勤勉手当の改正に準じまして県議会議員の期末手当の改正が行われましたので、それに倣い、順次、町議会議員の期末手当についても改正するものでございます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

県議会議員の期末手当が変わったと。人事委員会勧告で一般職の給料を上げてくださという勧告なんですけれども、私は、例えば、5号、6号、7号となりますよね。7号の給料がもし否決となれば、ここが決まっても、この整合性はどうなりますか。

整合性というのがありますよね、条文に。もし職員のほうが否決だとなったら、こちらのほうを賛成しても果たしていいものか、悪いものか。

議長（円子徳通君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時16分）

議長（円子徳通君）

会議を続けます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第5号、6号、7号の関連でございますけれども、これは別々でございますので、例えば、7号が否決であっても、5号が原案どおり可決となれば、5号は改正のとおり施行されることとなります。

議長（円子徳通君）

7番、川村君。

7番（川村重光君）

条例では、支給方法は職員の例によると書いてありますよね。その例によるの解釈だと思うんですけども、ちょっと私は不可解なところがあって。そうだというならば、わかりますけれども。

議長（円子徳通君）

休憩いたします。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時17分）

議 長（円子徳通君）

会議を開きます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

ちょっと条例の細かい部分、例によるというのはちょっと確認できませんけれども、議員の議員報酬と費用弁償についてはこの条例で定めてありますので、支給割合について定めてありますので、この条例の改正でということになります。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議 長（円子徳通君）

討論を省略することに異議ありとの発言がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に対し反対者の発言を許します。

反対者はありますか。

川村重光君。

7 番（川村重光君）

おはようございます。

この議案第5号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

議員の報酬改正の場合は、町の審議会、そういうものを通して意見を聞いて議案が提案されてくる、そういうわけでございます。

しかし、この期末手当の場合は、青森県の人事委員会から職員の勧告があって、その職員の例によるという条文で提案されている、そう私は解釈しております。私の議員に対して改正するとは一言も言っていないわけでございます。常勤職ならともかく、非常勤であって、さらに議決権が我々にあるわけです。果たして人事委員会の概念に沿うかが、私はちょっと疑わしい、そう思います。

次に、私は議員の期末手当引き上げについて、町民からちょっと意見を聞きました。快くそうだねと理解する人は1人もおりませんでした。むしろ、今後、介護保険の値上げも想定される、町に、町民に負担をかけるんだと、そういうお叱りを受けた次第でございます。私は町民から負託されてこの場に立っております。町民感情と乖離して自分の期末手当の値上げをみずから決める、それはやはり後ろめたさがあるし、ちょっと町民の背信行為に当たるのではないかなと私は考えております。

今、六戸町は他の町村の模範ではないですけれども、注目の的となっております。町民の声に耳を傾けて大いに議論するんだと、そのような議会改革を行っていきたいなと私は考えております。

そういうことで、この議案には、私は反対いたします。

議 長（円子徳通君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

これで討論を終わります。

それでは、これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長（円子徳通君）

お座りください。

起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

それでは、もう一度申し上げます。

議案第5号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第6号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第6号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書21ページから23ページになります。補足資料15ページもごらんいただきたいと思います。

改正内容は議案第5号と同様でございます。

第1条の改正は、平成29年12月支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものであり、第2条の改正は、平成30年6月の支給割合を100分の5引き上げ、平成30年12月の支給割合を100分の5引き下げるよう改めるものであります。

附則として、施行日、適用日等を定めたものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第7号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第7号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書24ページから47ページとなります。補足資料の16ページから39ページもご参照願います。

本案は、青森県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与等の改定に準じ改正するものでございます。

まず、第1条で、25ページ5行目、第8条の2は医療職の初任給調整手当について改正するものでございます。7行目、第21条以降では、勤勉手当について平成29年12月の支給割合を0.15月分引き上げるものでございます。

26ページから42ページ、別表第1から別表第3では、給与の額について20代から30代前半では月額900円程度、その他の年齢層については500円程度引き上げるものでございます。これは平成29年4月1日から適用するものでございます。

43ページから45ページ、別表第4では、職員の級別基準職務表をより明確に改正するものでございます。

46ページの第2条の改正は、平成30年6月と12月の勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

附則では、施行期日、適用日、内払いを定めるものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第8号 小松ヶ丘排水施設建設基金条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

議案第8号 小松ヶ丘排水施設建設基金条例等の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書48ページからになります。あわせて別冊の補足資料40ページからの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、小松ヶ丘地区を六戸町公共下水道事業計画区域にすることにより、一般会計から下水道事業特別会計へ会計処理が移行するため改正するとともに、小松ヶ丘排水施設建設基金条例、六戸町下水道事業整備基金条例、六戸町下水道事業償還基金条例、この基金を管理するための3つの条例に共通する文言等を整理するため、改正するものであります。

49ページをごらんください。

主な改正内容であります。第1条は、小松ヶ丘排水施設建設基金条例において積立金等

の会計処理を下水道事業特別会計に改正するとともに、文言の整理を行うものであります。

第2条は六戸町下水道事業整備基金条例の文言を整理するものであり、50ページになります。第3条は、六戸町下水道事業償還基金条例において積立金等の会計処理を農業集落排水事業特別会計に変更するとともに、文言や条項等の整理を行うものであります。

附則は、施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 小松ヶ丘排水施設建設基金条例等の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第9号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第9号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書51ページから52ページをごらんくださるようお願いいたします。あわせて補足資料42ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正内容は、大曲小学校なかよし会入所者の増加に伴い定員を増員するため、改正するものでございます。

内容につきましては、学童保育所の名称等を定めた別表中の大曲小学校第1なかよし会の定員を40人から36人に変更し、同表に大曲小学校第3なかよし会、定員28人を追加するものでございます。

この改正により、大曲小学校なかよし会の定員は合計で76人から100人となります。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第10号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第10号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書53ページから54ページをごらんくださるようお願いいたします。あわせて補足資料43ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正は、認定こども園法の都道府県における認定こども園の公示規定の条項が改正されるため、条文の整理を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第11号 六戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

議案第11号 六戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の55ページから57ページをごらんください。あわせて別紙補足資料43ページもご参照願います。

今回の主な改正内容は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、後期高齢者医療制度加入の住所地特例について、加入時に対象施設に入所等をしていることにより、現に国保の住所地の特例を受けている被保険者は、その入所が継続する間、前の住所地の広域連合が被保険者となるように見直すものであります。

附則につきましては、制度開始時の特例を定める第3条は削除し、また、施行期日を平成30年4月1日と定めるものであります。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 六戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第12号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第12号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書58ページから60ページとなります。あわせて補足資料45ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正は、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料を改定するものであります。

その内容は、第2条第1項の保険料基準額を年額8万3,760円としていたものから9万3,120円に改め、基準額に基づいた各所得段階の保険料率をそれぞれ改定するものであります。

第2条第2項は、低所得者の負担軽減のための平成30年度から平成32年度までの減額措置に関する項目であり、第3項は平成29年度の軽減措置に関する項目であります。

第13条は、保険料に関する申告の対象者が配偶者及び世帯主の第2号被保険者まで拡大されたことから、条文の整理を行うものでございます。

附則につきましては、第1項が施行期日を、第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第13号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第13号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書61ページから62ページとなります。あわせて補足資料46ページもごらんくださるようお願いします。

改正の内容は、国の省令の改正により、地域包括支援センター設置者の条例遵守規定の条項の改正及び主任介護支援専門員の定義に5年の更新制が加えられたため、条文の整理を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第14号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第14号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書63ページから64ページとなります。あわせて補足資料47ページもごらんくださるようお願いします。

改正の内容は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業所及びその資格要件が加えられたため、条文の整理を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第15号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第15号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書65ページから66ページとなります。あわせて補足資料47ページから49ページもごらんくださるようお願いします。

改正の内容は、国の省令の改正により、訪問介護員の初任者研修課程の修了規定が加えられること、また、介護保険法の改正により認知症の定義の条項が改正されるため、条文の整

理を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第16号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第16号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の68ページから70ページとなります。あわせて補足資料49ページもごらんくださるようお願いします。

改正の内容は、介護保険法の改正により認知症の定義の条項が改正されるため、条文の整理を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第17号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

産業課長。

産業課長(高橋宏典君)

議案第17号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書71ページから73ページとなります。あわせて説明補足資料50ページから52ページの新旧対照表もごらんください。

本条例案は、六戸町における企業立地の条件を緩和及び拡大し企業誘致を促進するため、改正するものであります。

主な改正内容につきましては、補足資料をもとに説明いたします。

補足資料50ページの第2条の用語の意義において、工場等の新設及び工場等の増設の定義を同条第1項第7号及び第8号として追加するものであります。

また、補足資料50ページから51ページにかけての第4条の奨励金において、同条第2項に指定地域内に工場等を増設した場合の要件を第4号として追加し、従来の第4号を1つ繰り下げて第5号とするとともに、投下固定資産総額を2,000万円以上に引き下げ、指定地域

外に工場等を増設した場合の要件を第6号として追加するものであります。

その他は文言の訂正及び表現が曖昧だった箇所の見直しを行うものであります。

附則は、施行期日を平成30年4月1日からと定めるものであります。

以上で議案第17号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、河野君。

8 番（河野 豊君）

今回のこの条例の改正につきましては、今後、町の企業誘致に非常に寄与するものと考えております。大変すばらしいことだと感謝申し上げます。

それで、やっぱりこの条例につきましては、今まで議案をやってきた条例とはちょっと質が違いまして、条例を改正しただけで、これでいいんだということでは終わらないと思うんです。やっぱりこの条例をいろんな方面にPRしていく必要が当然あると思います。結局、知らないで、先にやってしまって後で申請というのは、これは行政の性格上認められないと思うんです。第5条の中にも、要するに事前に町長に申請をしなければできません、認められませんというふうな文言も当然入っております。そこも含めて、今後、この条例案をどのような形で周知していくのか、そのところを、今後の方針というんですか、そこをちょっとお聞きしたいなと思います。

議 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

従来から進めております町ホームページ、町広報等による周知はもちろんのことですが、県と連携いたしまして、今現在、立地しております誘致企業も含めまして、これから立地したいと申し入れがいただける企業さんに対して、いち早く情報提供できるように努めてまい

りたいと考えております。

議 長（円子徳通君）

8番、河野君。

8 番（河野 豊君）

周知のほうを今、産業課長からお話がありましたけれども、やっぱり本当に身近にこのことを理解してもらえるような周知の方法をとらないと、条例が改正しただけに終わってしまうんだと思うんです。私が思うには、さっき誘致企業のほうにもというお話がありましたけれども、それも当然必要だと思います。やっぱり企業というのは、いろいろ仲間がいて、そこで情報をいただいて、今、六戸町もこういうふうに緩和されてすごくいい条例に変わったよという言葉としてつながっていかないと、なかなか改正しただけに終わってしまうと思うんです。町には商工会だとか、農協さんとかもいろいろ団体があると思うんですけれども、そういうところも含めて、やっぱり出向いて行って、説明をしていただいて、先ほども申しましたけれども、この条例を知らないで、やってしまってから、あれと言われても、これは基本的にはだめな話なんだろう、だと思っんです。だから、その回答もちょっといただきたいと思います。

もう一つは、先般、町長の、何というんですか、挨拶とかでもありましたけれども、ファーストプライウッドの関連企業は今、また来ますよというお話がありましたけれども、町長の言葉の中で、その企業が誘致企業になるかどうかというお話は出ていなかったんですけれども、基本的にはどういうふうな形になるんでしょうか。

その2点をお願いいたします。

議 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

1つ目の、まずは周知を徹底して、知らなかったという企業がないようにということがございますので、各種会議がございますので、その場で皆さんに、こちらから出向いて、事あ

るごとに、こういうふうな条件が緩和されましたと、拡大されますということを広く周知していきたいと思っております。

あと、ファーストプライウッドの敷地内に新たに建設される大型木材加工施設が誘致企業となるかどうかというご質問に関しましては、誘致企業となるということで県のほうからは聞いております。

議 長（円子徳通君）

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

ありがとうございました。

今までは誘致企業といえば、本当にもう資本の大きい大企業が主だったと思うんですけども、この改正によって、いろんなところから誘致も可能となります。私たち議員も含めてですけども、できるだけ町の経済発展のために企業誘致を全員で推し進めていければいいのかなと思いますので、ぜひ皆さんもこのことを頭のどこかに置いていただいて、誘致企業になれるような企業があったら、どんどん、何というんですか、紹介していただくような形になればうれしいなと思います。

以上です。終わります。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

8 番（河野 豊君）

よろしいです。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

7 番、川村君。

7 番（川村重光君）

再度確認いたしますけれども、この指定地域内と指定地域外ということは六戸町全般と考えてもよろしいわけですか。全体、全般を考えての意味かなど。そこをちょっと。

議長 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

条例内で表現しております指定地域内という表現ですが、指定地域とは都市計画の用途指定である工業専用地域及び準工業地域が指定地域となります。指定地域内とは、その2つの工業専用地域及び準工業地域の中において立地する企業という形になります。指定地域外とそれ以外ということになります。現状において、この2つの指定地域内という該当する箇所については、金矢工業団地と犬落瀬の森田の字のところにある準工業地域が該当するところになります。

議長 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7番（川村重光君）

そうすれば、全般ではないですね。六戸町全般というわけではないですね。

議長 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

今回、提案させていただきました改正条例案につきましては、六戸町全体を指定地域というか、範囲内にはおさめておりますが、指定地域外では3,500万円までの奨励金を出す分、指定地域外では固定資産税の軽減を行うという奨励の補助を対象にしている部分でございますので、六戸町において区別するという、出る、出ないということではございません。

議長 長（円子徳通君）

7番、川村さん、よろしいですか。

7 番（川村重光君）

ちょっとこの区域外というのを、いや、私も、私ごとを言ってもいいのかなと思いますけれども、ちょっと早く設備、増資したんだから、繰り上げするとか、そういうのはないよねと、議員報酬みたいに繰り上げるとか、そういうのはきつくないと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長（円子徳通君）

今の質問に対して、副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

川村議員の先ほど来の質問で、六戸町全域があります。その中に指定地域というのを、これは工業専用地域、金矢工業団地のことです。そして、準工業地域、これは体育館の東側周辺が準工業地域、この2つを合わせて指定地域という表現です。それ以外の六戸町の、いわゆる折茂、柳町、岡沼、金矢、七百、そういうところの用地で、例えば農地転用等で工場を建てるという、それは指定地域外ということになります。六戸町で指定地域を除いた地域が指定地域外。よその町村は関係ありません。という内容が指定地域及び指定地域外です。

したがって、指定地域内に土地を求めた場合、そのときには3,500万円までの補助がございます。もちろん購入額の3割以内とかという条件がつきますが、そういう3,500万円までの補助がございます。その他指定地域以外では工場をつくったときには、投下資本額によって固定資産税を初年度は100%、2年度は90%、3年度は80%にする軽減ができますよというのは、指定地域外に工場を新設した場合、大まかに言うとそういうことになります。

以上です。

7 番（川村重光君）

よくわかりました。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第18号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

議案第18号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書74ページから76ページになります。あわせて補足資料53ページからの新旧対照表

もご参照ください。

本条例案は、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、認知症患者等が住宅入居者である場合の収入申告義務を緩和するとともに、保証人の規定を見直すため、改正するものであります。

75ページをごらんください。

主な改正内容であります。入居の際には原則町内居住の保証人1名が必要であります。第11条に第6項として町内居住の保証人を確保することが困難であると認めるときには、他市町村に居住する者を保証人にできるよう追加するものであります。

第15条、第16条、第32条は、公営住宅法が改正されたことにより、認知症患者等が居住者のとき、家賃算定に必要な収入申告等が困難である場合には、町が必要な書類の確認などで収入状況を調査し、家賃を決定できるよう改正するものであります。

その他、本条例で引用している法律の条文番号の改正を行うものであります。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で議案第18号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩 (午前 11時07分)

再開 (午前 11時15分)

議 長 (円子徳通君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの答弁のことで副町長が補足説明をしたいということで、これを許します。

副町長。

副 町 長 (保土澤正教君)

先ほどの議案第17号、川村議員に対する説明の中で指定地域外の奨励金について、私、固定資産税が初年度100分の100、2年目100分の90、3年目100分の80、減免されるというふうな言い方をしたんですが、それは厳密に言うと誤りで、固定資産税は課税されます。ただ、その分の奨励金を申請があれば差上げますと、こういうふうな内容でございましたので、ご理解いただけましたでしょうか。

すみません。訂正しておわびいたします。

議長（円子徳通君）

それでは、次に、日程第21 議案第19号 六戸町都市公園法施行条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

議案第19号 六戸町都市公園法施行条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書77ページから79ページになります。あわせて補足資料55ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、都市緑地法の一部が改正されたことに伴い、都市公園に関する基準について改正するものであります。

78ページをごらんください。

主な改正内容であります。第2条に都市公園の住民1人当たりにおける敷地面積の基準について、都市緑地法における市民緑地がある場合の基準を加えるものであります。

第4条を第5条とし、新たに第4条に都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を加えるものであります。割合は100分の50となります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で議案第19号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 六戸町都市公園法施行条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第20号 小松ヶ丘排水施設条例を廃止する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

議案第20号 小松ヶ丘排水施設条例を廃止する条例案についてご説明いたします。

議案書80ページから81ページになります。

本条例案は、平成30年4月1日から小松ヶ丘地区を六戸町公共下水道事業計画区域にし、公共下水道として管理していくため、平成30年3月31日付で本条例を廃止するものであります。

以上で議案第20号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)
質疑がないようですから質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)
ご異議なしと認め、討論を省略いたします。
これより議案第20号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)
ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号 小松ヶ丘排水施設条例を廃止する条例案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第23 議案第21号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を
議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

議案第21号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書82ページから87ページになります。あわせて補足資料56ページからの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、道路占用料等を改正するものであります。

83ページをごらんください。

主な改正内容であります。第2条において、占用の面積、または延長の端数処理について、0.01平方メートルまたは0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することにし、同条第2項中、100分の105を100分の108に改正するものであります。

84ページからの別表につきましては、占用物件ごとの道路占用料の額を改正するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で議案第21号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第22号 町道の路線認定及び路線変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

議案第22号 町道の路線認定及び路線変更についてご説明いたします。

議案書88ページから90ページになります。あわせて補足資料60ページからの図面もごらんください。

本案は道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、別紙のとおり町道の路線を認定及び変更するものであります。9路線ありますが、全て上北道路の開通により変更等が生じたものであります。

89ページをごらんください。

整理番号15、路線名、上淋代線と整理番号16、路線名、第1上淋代線、この2路線は起点部分の変更であり、整理番号15、上淋代線は起点が六戸町大字犬落瀬字上淋代74番地4、整理番号16、第1上淋代線は起点が六戸町大字犬落瀬字上淋代74番地5にそれぞれ変更となります。

整理番号17、路線名、第2上淋代線は起点、終点に変更はなく、中間部分の変更であります。

整理番号21、路線名、金矢岡沼線と整理番号81、路線名、高森線、この2路線は終点の

変更であり、整理番号21、金矢岡沼線は終点が六戸町大字犬落瀬字内山35番地1、整理番号81、高森線は終点が六戸町大字犬落瀬字柳沢129番地1にそれぞれ変更となります。

90ページをごらんください。

整理番号89、路線名、第1岡沼線は起点の変更であり、起点が六戸町大字犬落瀬字四木77番地392に変更となります。

整理番号90、路線名、岡沼根古橋線は起点、終点に変更はなく、中間部分の変更であります。

整理番号95、路線名、第7高森線は新規認定であり、起点が六戸町大字犬落瀬字柳沢131番地2、終点が六戸町大字犬落瀬字柳沢90番地46となります。

整理番号148、路線名、第3大曲線は起点の変更であり、起点が六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地634に変更となります。

以上で議案第22号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 町道の路線認定及び路線変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第23号 平成29年度六戸町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案第23号 平成29年度六戸町一般会計補正予算(第5号)について説明申し上げます。議案書の91ページをお開きいただきます。

まず、第1条になります。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から1億3,128万7,000円を減額し、予算総額をそれぞれ55億5,924万7,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正については、97ページ、第2表のとおり、若者定住支援事業補助金の限度額を引き上げるものであります。

第3条地方債の補正については、98ページ、第3表のとおり、起債計上の各事業について事業費の精査等により変更するものでございます。

第4条継続費補正については、99ページ、第4表のとおり、六戸町総合体育館大規模改修工事実施設計業務の総額及び年割額を変更するものであります。

それでは、今回の補正の概要を事項別明細書に基づき説明申し上げます。事項別明細書のほうです。

最初に、歳入の主な項目について説明いたします。

事項別明細書の3ページになります。

1款町税の、上のほうから順に、1項町民税、2項固定資産税、4項町たばこ税につつま

しては、見込み額の精査によりそれぞれ増減額を計上いたしました。

下段の10款地方交付税につきましては、交付額の確定により2,553万5,000円を増額計上、4ページから6ページ上段にかけての14款国庫支出金と15款県支出金につきましては、補助額や交付額の確定によりそれぞれ補正計上しておりますが、大きいところといたしましては、4ページ下段の2項国庫補助金、2目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金が5,742万7,000円の減額、同じく5目総務費国庫補助金では地方創生推進交付金が1,000万円の減額、そして、6ページの上段、県補助金では2節農業費補助金が各事業の合計で988万9,000円の減額となっております。

7ページになります。

上段の18款繰入金は、歳出との関連により、項の計で1億2,405万9,000円を減額計上、8ページ下段、21款町債につきましては、事業費との関連並びに精査により、項の計で3,620万円の減額計上となります。

次に、歳出について申し上げます。

9ページからです。

歳出につきましては、全般にわたり、給与改定に係る人件費の精査、燃料費の高騰による需用費など費目ごとに事業費、補助額等の確定や精査により所要額を計上し、あわせて財源調整を行っております。

主な項目について説明いたします。

10ページになります。

2款総務費、1項総務管理費では、3目財政管理費と5目財産管理費にふるさと納税に係る謝礼金と積立金を追加計上したほか、7目企画費の19節補助金に域内生活交通路線維持費補助金202万4,000円と地域間幹線系統確保維持費補助金87万6,000円を追加計上し、項の計で199万6,000円の増額となります。

12ページ下段、3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費の13ページ上段、23節に臨時福祉給付金給付事業費等補助金返還金を増額計上したほか、13ページ中ほどの3目障害者福祉費の23節には障害者医療費負担金などの返還金を増額計上し、項の計では685万1,000円の増額補正となります。

14ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、児童数の増加等により13節委託料のなかよし会運営業務及び20節扶助費の子ども子育て支援教育・保育給付費を増額計上し、

項の計で323万5,000円の増額となります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、2目予防費の13節委託料で高齢者予防接種業務等を減額計上したほか、15ページに移って、5目健康づくり推進費では13節委託料で自殺対策計画策定業務200万円を減額し、項の計で594万円の減額となります。

4款衛生費、2項清掃費では、1目清掃費の19節で十和田地域広域事務組合及び十和田地区環境整備事務組合の負担金確定により減額補正、2目下水処理費の19節では事業費の見込み額精査により浄化槽推進事業補助金を減額計上し、項の計で1,352万5,000円の減額となります。

16ページ、17ページの6款農林水産業費、1項農業費になります。16ページ下段の3目農業振興費の19節では農業用機械等導入支援事業補助金のほか、各種農業振興対策事業の補助金精査により、それぞれ補正計上し、項の計では1,223万1,000円の減額となります。

19ページです。

中段の8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、15節工事請負費で空き家取り壊し工事を減額計上し、項の計で235万9,000円の減額となります。下段の2項道路橋りょう費では、3目道路新設改良費の13節委託料に300万円を増額計上したほか、15節工事請負費では社会資本整備総合交付金の交付額確定により8,346万円を減額計上、項の計で7,968万円の減額となります。

20ページになります。

下段の9款消防費、1項消防費では、1目常備消防費の19節に十和田地域広域事務組合への負担金139万7,000円を減額、2目非常備消防費の9節に出動費用弁償100万円を増額計上し、項の計で49万9,000円の減額となります。

21ページ、下段の10款教育費、1項教育総務費では、2目事務局費の8節報償費に小中学生各種大会等出場激励金4万5,000円を追加計上しております。

22ページになります。

上段の10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費では、事業費確定により委託料、工事請負費をそれぞれ減額計上し、項の計で2,077万4,000円の減額となります。

23ページ、下段の10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費では、事業費の確定により委託料及び、24ページに移っての工事請負費をそれぞれ減額計上し、項の計で290万円の減額となります。

以上で議案第16号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

事項別明細書19ページ、82395、8,346万円の減額なんですが、当初計画を実施した上で
の8,346万円の減額かどうかお伺いいたします。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

今回、8,000万円を超える減額です。これについては、交付金の要望額を1億円以上の事業費で出しているんですけれども、当然、その中で交付金というものは満額は来ません。その来た金額の中で事業を行っています。一応、当初予定していた工事については、多少、年度が1年先送りになるものもありますけれども、実施できたものと考えております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

8,300万円、かなり大きい金額です。やっぱりこれは補助事業ですか。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

今、補助事業ではなく交付金事業ですので、国のほうで、こちらのほうから要望した金額に応じて割り当てるといような形になります。これが政府の補助事業であれば、要望した額の何割という形で補助金が来ましたが、今はもう交付金という形ですので、要望した額よりは減額された金額で交付されています。

以上です。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

じゃ、その交付金名は何でしょうか。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

社会資本整備総合交付金です。歳入では、4 ページの下段のほうになります。14款国庫支出金の2目土木費、国庫補助金、この部分になります。その説明のところに社会資本整備総合交付金とあります。

以上です。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

13ページですけれども、3款1項23節臨時福祉給付金給付事業費等補助金返還金とありますけれども、返還金という言葉がちょっとひっかかるんですけれども、この内容をご説明願います。

議長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

臨時福祉給付金給付事業費等補助金返還金ということで784万円計上しておりますが、これは平成28年度、29年度において、何回か各臨時給付金を支給してきて、概算で補助金のほうを国のほうからいただいております。支給した結果、全額支給できなかった部分がありますので、その分を精算して今回、返還金として予算計上したものであります。

議長（円子徳通君）

8番、河野君。

8番（河野 豊君）

今の説明だと、ちょっと内容が理解しがたいんですけれども、給付した団体というのはどういう団体になるんですか。

議長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

対象者については高齢者の所得の低い方等を対象にしておりまして、交付しまして、申請されなかった方の部分を今回、国に返還するものであります。

以上です。

8番（河野 豊君）

わかりました。

議長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成29年度六戸町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

配付議案の100ページをごらんください。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ603万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億480万4,000円とするものであります。

それでは、主な内容について事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、実績見込み額の精査及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税では項の計で141万5,000円を増額計上いたしました。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金では437万1,000円を増額計上いたしました。

10款繰入金、1項他会計繰入金では一般会計繰入金として、4ページ上段になりますが、278万3,000円を減額計上いたしました。

12款諸収入、4項雑入に退職被保険者等第三者納付金として303万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

下段になります。2款保険給付費、2項高額療養費、一般被保険者高額療養費ほか、続いて、6ページ上段になりますが、項の計で542万6,000円を増額計上いたしました。

同じく4項葬祭諸費に葬祭費として15万円を増額計上いたしました。

7ページをごらんください。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生費普及費として8万円を増額計上いたしました。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、平成28年度療養給付費負担金等が確定したことにより、返還金として37万9,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第24号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明

いたします。

議案書102ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ221万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,561万9,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金は一般会計繰入金を31万9,000円減額計上いたしました。

7款町債、1項町債は、事業費の確定により流域下水道事業債を190万円減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款事業費、2項建設事業費、1目建設費の19節負担金補助及び交付金は、事業費確定により馬淵川流域下水道事業建設負担金を183万6,000円減額計上。

2款公債費、1項公債費、1目元金は長期資金元金償還分を38万3,000円減額計上いたしました。

以上で議案第25号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書105ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ75万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,464万2,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金は一般会計繰入金を75万1,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1 款事業費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の19節負担金補助及び交付金に、県土地改良事業団体連合会負担金で4,000円を増額計上いたしました。

2 款公債費、1 項公債費、1 目元金は長期資金元金償還分を75万5,000円減額計上いたしました。

以上で議案第26号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の107ページをお開き願います。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から4,369万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,515万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正は、介護給付費の年度内見込み額の変更による補正が主なものでございます。

事項別明細書、介護保険会計の3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料では、1目第1号被保険者保険料において保険料の精査により145万1,000円を増額計上。

5款国庫支出金から9款繰入金までは、保険給付費との関連において調整したものであります。

まず、中段の5款国庫支出金、1項国庫負担金では1目介護給付費負担金に841万3,000円を減額計上。

下段の同じく2項国庫補助金では1目調整交付金のほか、項の計で2,810万9,000円を減額計上しました。

4ページをお開き願います。

6款支払基金交付金、1項支払基金交付金では1目介護給付費交付金のほか、項の計で1,551万3,000円を減額計上。

7款県支出金、1項県負担金では1目介護給付費負担金に23万5,000円を減額計上。

同じく2項財政安定化基金支出金では、1目交付金に調整交付金の減収等に伴い財源不足を補うため、県財政安定化基金からの借入金として499万9,000円を増額計上しました。

下段の、同じく3項県補助金では、1目地域支援事業交付金に359万9,000円を減額計上。
5ページになります。

9款繰入金、1項一般会計繰入金では1目介護給付費繰入金のほか、項の計で452万9,000円を増額計上。

下段の同じく2項基金繰入金では、1目介護保険財政調整基金繰入金に119万5,000円を増額計上しました。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

中段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、1目居宅介護サービス給付費ほか、項の計で2,091万5,000円を減額計上。

下段の同じく2項介護予防サービス等諸費では、3目地域密着型介護予防サービス給付費に29万9,000円を増額計上しました。

7ページになります。

上段の6項特定入所者介護サービス等費では、1目特定入所者介護サービス費に597万3,000円を減額計上しました。この給付費については、各サービス給付費において12月までの実績をもとに年度内の見込み額を見直したことにより補正するものでございます。

7ページ中段の5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、サービスの実績見込み額の精査により、1目介護予防・生活支援サービス事業費のほか、項の計で1,740万2,000円を減額計上しました。

以上で議案第27号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

配付議案の110ページをごらんください。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,945万3,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、実績見込み額の精査により調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをごらんください。

3款繰入金は、一般会計繰入金として事務費繰入金、保険基盤安定繰入金を合計し276万6,000円を減額計上いたしました。

4款繰越金、1項繰越金では、前年度繰越金として91万4,000円を増額計上いたしました。

5ページをごらんください。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費は人件費、事務費の精査により7万5,000円を減額計上いたしました。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金に、県後期高齢者医療広域連合負担金として177万6,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第28号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) についてご説明申し上げます。

配付議案の112ページをごらんください。

今回の補正予算は、既定の歳入予算を調整するものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、実績見込み額の精査により調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをごらんください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料では、霊園使用料及び管理料として47万円を増額計上いたしました。

3 款繰入金に一般会計繰入金として47万2,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の4ページをごらんください。

1 款事業費は特定財源の内訳の変更であります。

以上で議案第29号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。
これより議案第29号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。
12時を回りましたが、引き続き最後まで審議を続けたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

よろしくお願ひいたします。

あとトイレ等での退席は許します。

次に、日程第32 議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書114ページをお開き願ひます。

六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ97万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,376万4,000円とするものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開き願ひます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料に97万8,000円を増額計上いたしました。これは健診等に係る歳入の実績により増額するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをお開き願ひます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費については65万2,000円を増額計上いたしました。主な内容は職員手当等と共済費、旅費について精査により調整しております。需用費につきましては、燃料費に不足が生じたことにより102万1,000円を増額計上しております。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、13節委託料に、既存のCRシステムの画像データを12月に導入しました新CRシステムへデータ移行するための費用として、32万6,000円を増額計上しております。

以上で議案第30号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 同意第1号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (円子徳通君)

お座りください。

起立全員でありました。

よって、同意第1号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第34 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、河野豊君、産業民生常任委員会委員長、高坂茂君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は、平成30年3月議会定例会終了後から平成31年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第35 陳情第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情を議題といたします。

審査を付託してありました産業民生常任委員会の委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。

5番、高坂茂君。

産業民生常任委員会委員長(高坂 茂君)

産業民生常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情については、産業民生常任委員会に付託されたところであります。当委員会では、その付託を受けて去る3月2日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を下回る水準に下落しており、稲作経営もかなり厳しい状況であります。そのため、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることを目的とした、米不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を求める意見書を国へ提出するよう陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業民生常任委員会委員長報告といたします。

議長 長(円子徳通君)

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決しました。

次に、日程第36 陳情第2号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情を議題といたします。

審査を付託してありました産業民生常任委員会の委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告をお願いします。

5番、高坂茂君。

産業民生常任委員会委員長 (高坂 茂君)

産業民生常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第2号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情については、産業民生常任委員会に付託されたところであります。当委員会では、その付託を受けて去る3月2日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、さきの通常国会で主要農作物種子法廃止法が成立しました。主要農作物種子法が廃止されたことにより、都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置等の確保を行うことと、地域の共有財産である種子を民間に委ねることのないよう対策を講じることを目的とした、種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書を国会へ提出するよう陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定しました。以上、産業民生常任委員会委員長報告といたします。

議 長（円子徳通君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決しました。

次に、日程第37 陳情第3号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いを議題といたします。

審査を付託してありました産業民生常任委員会の委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告をお願いします。

5番、高坂茂君。

産業民生常任委員会委員長 (高坂 茂君)

産業民生常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第3号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いについては、産業民生常任委員会に付託されたところであります。当委員会では、その付託を受けて去る3月2日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、障害があるがゆえに何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加しております。現行の障害福祉サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしております。

よって、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充、福祉人材確保や地域生活支援拠点の整備など早期に実現することを目的とした、障害者の暮らしの場の充実を求める意見書を国へ提出するよう陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業民生常任委員会委員長報告といたします。

議長 (円子徳通君)

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決しました。

追加提案の準備がありますので、ここで暫時5分ほど休憩いたします。

休憩 (午後 0時17分)

再開 (午後 0時19分)

議長 長（円子徳通君）

準備ができましたので、会議を開きます。

先ほどの陳情第1号から陳情第3号の採択に関連して、産業民生常任委員会の委員長から発議第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書提出について、発議第2号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書提出について、発議第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書提出についてを追加提案したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

提出のありました発議第1号から発議第3号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は追加日程第38、発議第2号は追加日程第39、発議第3号は追加日程第40として議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第38 発議第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者であります高坂茂産業民生常任委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

5番、高坂茂君。

5番（高坂 茂君）

それでは、米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書提出について提案理由を申し上げます。

平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度は、生産調整の実効性確保と直接支払い交付金、10アール当たり1万5,000円により稲作農家の経営を下支えする役割を果たしましたが、平成26年産米から10アール当たり7,500円に半減され、稲作農家の離農が加速し地域が一層疲弊しました。この制度も平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、平成30年からの政府による生産調整の廃止も米価の不安定要因になりかねません。

以上の趣旨から、当面、生産費を償う岩盤対策を行い、国民の食料と地域経済、環境と国土を守るため、米の生産費を償う価格下支え制度を実現するため国に強く求めていただきたく、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましてはお手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議 長（円子徳通君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書提出については原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第39 発議第2号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書提出についてを議題といたします。

提出者であります高坂茂産業民生常任委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

5番、高坂茂君。

5 番（高坂 茂君）

それでは、種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書提出について提案理由を申し上げます。

さきの通常国会で主要農作物種子法廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲、麦、大豆の原種、原原種の生産、優良品種指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置等の確保を行うことと、地域の共有財産である種子を民間に委ねることのないよう対策を講じることの、種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書を国に対して提出するよう求めるものです。

以上の趣旨から、種子法廃止に伴う万全の対策を実現するため国に強く求めていただきたく、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましてはお手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長（円子徳通君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書提出については原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第40 発議第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者であります高坂茂産業民生常任委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

5番、高坂茂君。

5 番 (高坂 茂君)

それでは、障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書提出について提案理由を申し上げます。

多くの障害児者と家族は社会からの孤立と家族の依存、老障介護等の現実の中で、生きる基礎となる暮らしの場の早急な整備を切実に望んでいます。とりわけ緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で、緊急度の高い待機者が長期のショートステイ、いわゆるロングショートを余儀なくされている問題などは、早急に解決すべき課題であるといえます。

以上の趣旨から、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図り、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するため国に強く求めていただきたく、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましてはお手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議 長（円子徳通君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書提出については原案のとおり可決いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成30年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午後 0時31分)